

住民票の写しは、郵送で取り寄せることができます。

住民票等は、住所地（元住所地）の市区町村役場で交付されます。住所が太田市にない方は太田市役所で交付が受けられませんが、住所地の市区町村役場に直接出かけられない時は、郵送で請求することができます。その請求は市が代わって行うことはできませんので、ご自身で住所地に直接請求してください。

郵送請求は必ず封筒でお願いします。手数料等が必要となりますので、電話やハガキでの請求はできません。

1. 住民票に関する写しの交付請求書（右側用紙）を記入してください。
請求書には、もれなく記入してください。
2. 手数料分の定額小為替を郵便局で購入してください。
（市区町村によっては定額小為替を扱っていない場合がありますので、直接住所地の市区町村にお問い合わせください。）
3. 請求者の住所が記載してある身分証明書を添付してください。
（運転免許証、マイナンバーカード等の写し等）
4. 返信用の封筒に、返信先を書いて、切手をはってください。
切手は、通常送付の場合110円ですが、通数等でそれ以上になる場合がありますので、ご注意ください。

上記の1～4を1つの封筒に入れて、市区町村役場あてに郵送してください。
市区町村役場に請求書が届きますと、書類を作成し送付されます。

注意事項

- ・原則、請求者の住所地へ送付します。
- ・**必要な住民票と請求者の関係、理由によって交付できない場合があります。**
- ・市区町村によって手数料が異なりますので、住所地の市区町村へお問い合わせください。
- ・日数には余裕をもって請求してください。お急ぎの方は速達をご利用ください。

【注意】偽りその他不正の手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。（住民基本台帳法第47条）

送付先 市区町村役場記入メモ

[〒373-8718群馬県太田市浜町2番35号 太田市役所市民課 TEL0276-47-1111(代表)]

住民票に関する写しの交付請求書

(提出先) 市町村長 あて 令和 年 月 日

のせたい 住所	太田市	町	番地・番	号
	アパート名等			号
氏名				
必要な書類を○で囲んで、通数を記入してください				
住民票（世帯全員）	通	住民票（個人）	通	
除票（転出・死亡等）	通	住民票記載事項証明	通	
住民票に 本籍・続柄・個人番号等 を表示しますか				
本籍	<input type="checkbox"/> のせる	<input type="checkbox"/> のせない		
続柄	<input type="checkbox"/> のせる	<input type="checkbox"/> のせない		
個人番号	<input type="checkbox"/> のせる	<input type="checkbox"/> のせない		
住民票コード	<input type="checkbox"/> のせる	<input type="checkbox"/> のせない		
請求者	住所			
	氏名 (署名または押印)	印		
※ 本人及び太田市で同住所の方以外は委任状が必要です				
使いみち	使いみち・提出先を具体的に記入してください			
	<input type="checkbox"/> 運転免許	<input type="checkbox"/> 登記	<input type="checkbox"/> 車登記	<input type="checkbox"/> 相続
	<input type="checkbox"/> その他 ()			
昼間連絡の取れる 電話番号		電話	()	

住民票手数料一覧

種類	単位	金額
住民票（世帯全員）	1通	300円
住民票（世帯の一部）	1通	300円
住民票除票（転出・死亡）	1通	300円
住民票記載事項証明	1通	300円

※ 太田市手数料条例による